



議題2

報道機関 各位

記者発表資料

平成23年3月24日(木)

問い合わせ先：子育て支援課

担当：宮田・小林・森田

電話：829 1268

内線：3070

医療機関子ども虐待対応ガイドラインを策定しました

さいたま市では、児童虐待の防止を目的として「医療機関子ども虐待対応ガイドライン」を策定しました。

1 策定の趣旨

医療機関の虐待対応について、通告から一時保護につなげるまでのガイドラインが必要であるという児童虐待死亡事例等検証報告書(平成22年6月1日記者発表)の課題・提言を受けて、標記のガイドラインを策定したものです。

2 策定の参加機関

(1) ワーキンググループ

埼玉県警察さいたま市警察部総務課、さいたま市消防局警防部救急課、保健福祉局保健所地域保健支援課、西区健康福祉部支援課及び保健センター、子ども未来局子ども育成部児童相談所

(2) 監修

さいたま市4医師会連絡協議会、さいたま市歯科医師会、さいたま市立病院から推薦されているさいたま市要保護児童対策地域協議会代表者会議の委員

3 策定の経過

(1) ワーキンググループ開催

平成22年10月29日、11月22日、12月20日

(2) 策定会議開催

平成23年1月17日

4 医療機関子ども虐待対応ガイドライン

別添のとおり

5 医療機関子ども虐待対応シート(ガイドライン別紙)

別添のとおり

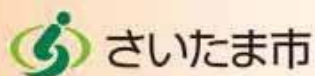
医療機関子ども虐待対応ガイドライン

—医療機関からの通告・相談が的確に行われるために—

【注意】

子どもの保護や家族支援の観点から、3ページ以降のチェックリストや緊急対応に関する項目の掲載は差し控めます。

平成 23 年 3 月



目 次

1	はじめに	1
2	子ども虐待とは	2
3	子ども虐待発見のためのチェックリスト	3
4	子ども虐待（疑い）を発見した場合の初期対応	5
5	保護者への対応	7
6	子ども虐待の緊急対応	7
7	警察への通報・連絡	8
8	通告・相談を受けた後の児童相談所等の対応	9
9	経過観察（気になる親子への対応）	10

別紙 「医療機関子ども虐待対応シート」

1 はじめに

医療機関は、子どもや保護者の状況を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の予防や早期発見・早期対応において、重要な役割を担っています。医療スタッフ（医師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、ケースワーカー、事務員等をいいます。以下同じ。）の皆さんは、子ども虐待について共通認識を持ち、虐待と思われる状況を把握した場合には、組織的に対応し、速やかに児童相談所等に通告しなければなりません。

この医療機関子ども虐待対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、主に子どもが受診する機会の多い診療所を対象として策定したものです。ガイドラインが、日常の診療の中で活用され、虐待を受けたと思われる子どもの通告や相談につながり、適切な支援に結びつくことを願っています。

○ 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者には、児童相談所等への通告義務があります。

児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

○ 通告義務は守秘義務に優先します。通告したことによって、医療スタッフが守秘義務違反に問われることはありません。

児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項

刑法(略)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

○ 病院や医師は、子ども虐待の早期発見に努めなければなりません。

児童虐待の防止等に関する法律第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

○ 病院や医師は、子ども虐待に関しての国及び地方公共団体の施策へ協力するよう努めなければなりません。

児童虐待の防止等に関する法律第5条第2項

前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

○ 誤通告の場合であっても、故意に誤った通告を行ったのであれば、法的責任を問われることはありません。

2 子ども虐待とは

(1) 子ども虐待の定義

保護者（親権者、未成年後見人、その他児童を現に監護する者）が18歳未満の児童に対して行う次の行為をいいます。

<p>児童虐待の防止等に関する法律第2条</p> <p>第1号 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）</p> <p>第2号 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）</p> <p>第3号 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）</p> <p>第4号 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）</p>

* きょうだい加害者の場合も、子ども虐待の例に準じて対応します。

(2) 子ども虐待のタイプ

- ア 身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、首をしめる、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける、溺れさせる、戸外に閉め出すなど、子どもに対する身体的な暴力。
- イ 性的虐待** 胸や性器にさわる、ポルノ写真を見せる、性器を見せる、性交をするなど、子どもにわいせつな行為をすること、又は子どもにわいせつな行為をさせること。
- ウ ネグレクト** 登校・登園させない、食事を与えない、不潔なままにする、病気になっても医療機関に連れて行かない、子どもだけ家に残して外出するなど、健康を損なう不適切な養育、あるいは子どもの危険についての重大な不注意。
- エ 心理的虐待** 『おまえなんかどうして産んだんだろうね』などと言ったり（言葉による脅し）、子どもからの働きかけに応えなかったり（無視）、兄弟間の差別や拒否的な態度を示すなど、子どもに心理的外傷を与えること。DV（ドメスティック・バイオレンス）の目撃も心理的虐待に含まれます。

(3) さいたま市の子ども虐待の現状

子どもへの虐待相談対応件数は年々増加傾向にあります。

しかしながら、医療機関からの相談件数は、年間わずか20件程度（約4%）にとどまっています。

(件)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
児童相談所における児童虐待相談対応件数	322	389	520	541	547
うち医療機関からの件数 (比率)	12 (3.7%)	14 (3.6%)	19 (3.7%)	22 (4.1%)	18 (3.3%)